

都内 障害福祉サービス事業所・施設 御中

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課長  
東條 左絵子

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」の計画書の提出について

日頃から、東京都の障害者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

都は、福祉・介護職員の処遇改善を図るため、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を令和6年2月から5月までを対象期間として交付します。

事業内容につきましては、別添のリーフレットをご参照ください。

本補助金の申請では、**令和6年4月15日(月)までに**「福祉・介護職員処遇改善計画書(福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分)」(以下「計画書」という。)を都知事に提出する必要があります。

計画書の提出については、ホームページに**計画書の様式、提出フォーム及び問合せフォーム**を掲載しますので、必要事項をご記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

**※計画書の提出フォームは令和6年4月1日(月)から利用可能です。**

【東京都の計画書様式】

東京都障害者サービス情報で以下の箇所に掲載します。

東京都障害者サービス情報>書式ライブラリー>B 処遇改善加算等に係る様式類

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=022>

※都道府県によって様式が異なりますので、東京都に提出する場合は、必ず東京都の様式にて作成をお願いいたします。



【東京都への提出先】

東京都への提出は以下のURLからお願いします。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1709190006358>



【注意事項】

- 1 計画書の提出期間は、**令和6年4月1日(月)00時00分から令和6年4月15日(月)23時59分**です。提出フォームは上記期間中のみ開設しますので、今しばらくお待ちください。  
なお、提出期間を過ぎて御提出の場合は、補助金を交付できませんので御注意ください。
- 2 本交付金の計画書は、**八王子市内の障害福祉サービス事業所・施設及び児童相談所設置区内の児童サービス事業所・施設についても東京都が提出先**となります。処遇改善等加算の計画書とは提出先が異なりますので、本交付金の計画書に記入漏れがないようご注意ください。万が一、記入漏れ

があった事業所については本交付金の対象にはなりませんのでご注意ください。

- 3 本交付金の計画書は、**法人単位**で作成いただく必要があります。処遇改善等加算の計画書とは異なりますのでご注意ください。
- 4 交付金の交付について、原則国保連合会に登録された口座を振込先としますが、債権譲渡を行っている事業所・施設の口座は交付金の振込先として使用できませんので、債権譲渡を行っていない施設・事業所の国保連合会登録の振込先口座又は東京都に届け出る口座を振込先とします。  
※届け出る口座を振込先とする場合の届出様式・方法等は別途連絡します。

【東京都への問合せ】

下記URL先の問合せフォームよりお問い合わせください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1709876795956>



問合せフォームは令和6年4月8日までで締め切りますので、計画書の提出に関する問合せはお早目をお願いします。

問合せフォーム開設期間中のお電話によるお問合せには、対応いたしかねますのでご注意ください。

東京都 福祉局 障害者施策推進部  
地域生活支援課 処遇改善担当